

自転車の 交通安全

◆◆◆目次◆◆◆

- I 自転車安全利用五則を守りましょう
- II 改正道路交通法の自転車に関する規定について
- III 自転車の危険で迷惑な乗り方はやめましょう
- IV よくある自転車の事故
- V 自転車でも交通事故の責任を問われたり、相手方から損害賠償を請求されることがあります

自転車は、環境にやさしく便利でわたしたちに最も身近な乗り物です。

しかし、交通ルールを守り安全な利用に心がけていないと、思わぬ事故につながってしまいます。

自動車や歩行者の迷惑とならないように注意しましょう。

I 自転車安全利用五則を守りましょう

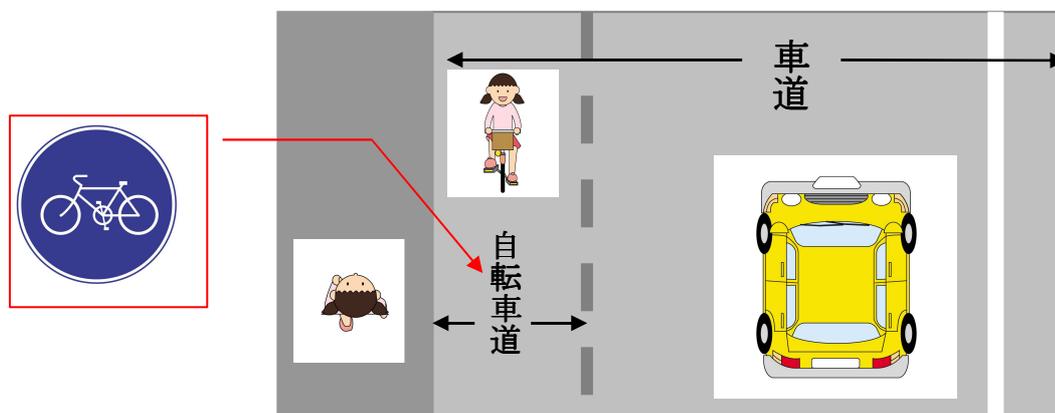
1 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【罰則】 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

また、自転車道があるところでは、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料



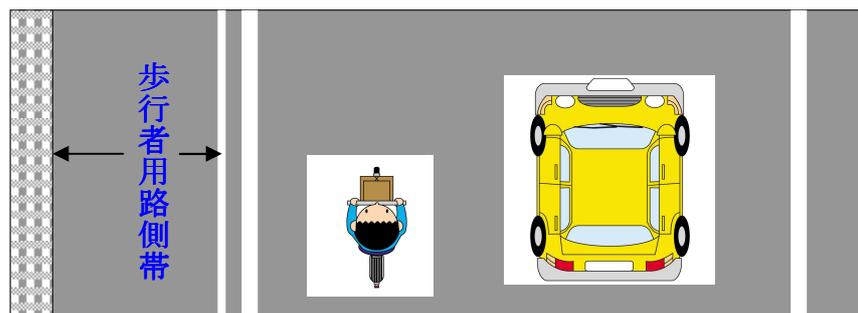
2 車道は **左側** を通行

自転車はそれぞれの道路の左側に寄って通行しなければなりません。

【罰則】 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車は、歩行者の通行に大きな妨げとなる場合や白の二本線の標示（歩行者用路側帯）のある場合を除き、路側帯を通ることができます。

その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければなりません。



3 歩道は **歩行者優先** で、自転車は車道寄りを原則徐行

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を原則徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合には、一時停止、又は自転車から降りて押して歩きましょう。

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料

4 **安全ルール**を守る

① 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止

【罰則】 5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金

※酒に酔った状態で運転した場合

② 二人乗りは禁止

16歳以上の運転者が幼児一人を幼児用座席に乗車させる場合などを除き、二人乗りは禁止

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料



③ 並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では並進禁止

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料



④ 夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける

【罰則】 5万円以下の罰金



⑤ 信号を必ず守る

【罰則】 3ヶ月以下の懲役又は 5万円以下の罰金

⑥ 交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行

【罰則】 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



以上を示してあることは、すべて法律で定められています。

そのほか、携帯電話などを使用しながらの自転車の運転 もやめましょう。

携帯電話で話やメールをしながらの運転や、携帯音楽プレーヤーの音楽を大音量で聴きながらの運転は大変危険です。自転車といえども、交通事故を起こした場合は、大きな責任を負うこととなります。

5 子どもは **ヘルメット** を着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶせましょう。

Ⅱ 改正道路交通法の自転車に関する規定について

平成 19 年 6 月 20 日に公布された改正道路交通法のうち、平成 20 年 6 月 1 日に施行された自転車に関する規定についてお知らせします。

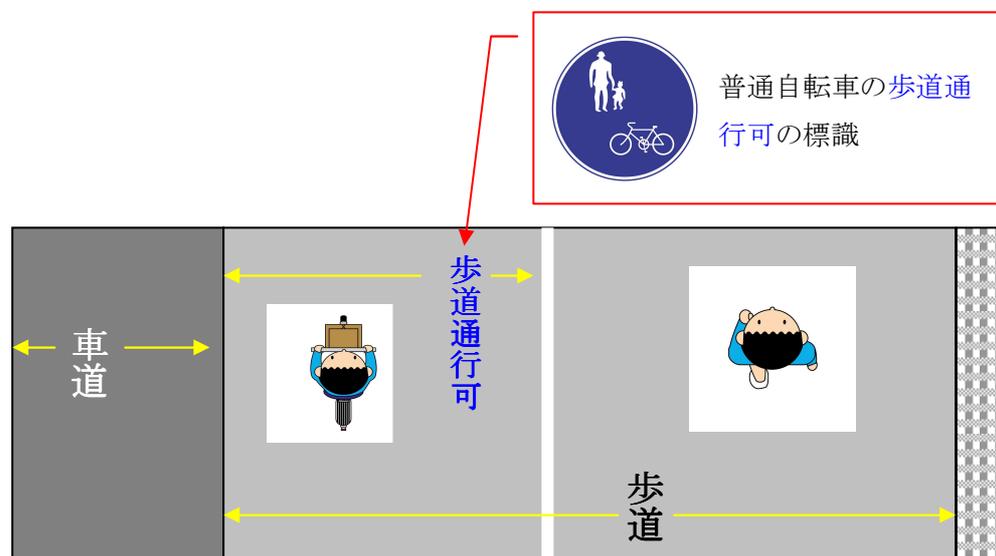
1 普通自転車の 歩道通行可能要件 の明確化

(道路交通法第 10 条、63 条の 4)

普通自転車は「児童・幼児・高齢者等が運転する場合」や「車道通行が危険な場合」も歩道通行可になりました。

普通自転車が歩道を通行できる場合

- ① 「歩道通行可」の標識等があるとき
- ② 「児童や幼児」(13 歳未満)、「70 歳以上の高齢者」が運転するとき
- ③ 内閣府令で定める障害(視覚・聴覚等の障害、音声・言語等の機能障害、肢体不自由など)のある**身体障害者**が運転するとき
- ④ 車道または交通の状況に照らして、安全を確保するためやむを得ないと認められるとき
例) ● 道路工事や連続した駐車車両等のために車道の左側端の通行が困難な場合
● 著しく自動車等の交通量が多く車道の幅員が狭いなどのために、自動車等との接触の危険がある場合



2 児童・幼児を自転車に乗車させるときのヘルメット着用が保護者の努力義務に (道路交通法第 63 条の 10)

児童・幼児に自転車を利用させるとき、保護者などが自転車の乗車装置（補助いす等）に幼児を同乗させるときには、保護者は児童又は幼児に乗車用ヘルメットを着用させるように努めなければなりません。

3 普通自転車の歩道通行の方法 (道路交通法第 63 条の 4 第 2 項)

① 車道寄り部分を徐行

「普通自転車通行指定部分」があるときは、その部分を徐行
ただし、その部分を通行している歩行者や通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。

② 歩行者の通行を妨げるときは一時停止

4 歩道通行の歩行者は「普通自転車通行指定部分」をできるだけ避けて通行することが 努力義務に

(道路交通法第 10 条第 3 項)

歩行者は、自転車通行が指定された部分の通行を回避するように努めなければなりません。

Ⅲ 自転車の危険で迷惑な乗り方はやめましょう

自転車に関する交通事故は、全事故の2割を占めています。

自転車は、手軽に利用できる便利な乗り物です。しかし、歩道を猛スピードで走る、交差点で一時停止しない、急に車道を横切るなど、交通ルールやマナーを守らない自転車が多く見受けられ、自転車を利用する方が加害者や被害者となる事故が後をたちません。

一時不停止

一時停止の標識や表示がある場所では、必ず **停止線の手前** で止まらなければなりません。標識を無視せず、**必ず止まって** 安全を確認してから進みましょう。

急な進路変更

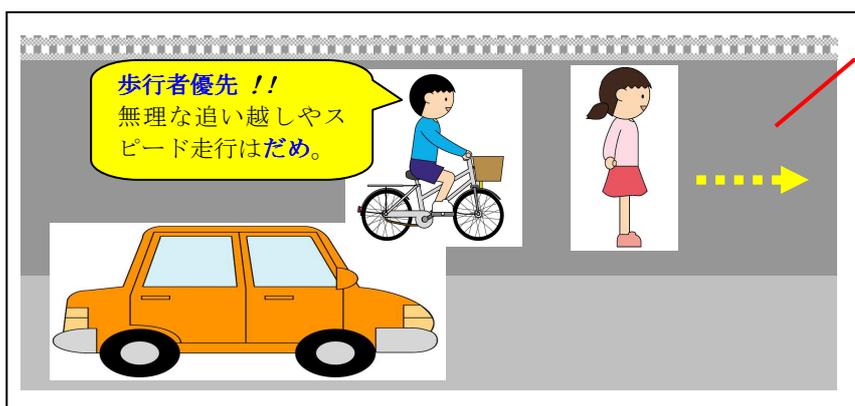
自転車の急な右左折や車道の斜め横断、車道への急な乗り入れは、歩行者や車の運転者が予測できず、衝突してしまう危険があります。

道路を横断するときや、進路を変更するとき、車道へ乗り入れるときは、必ず**前後左右の安全**を**確認**しましょう。

歩道での高速走行

自転車の歩道通行が認められる場合でも、**歩道** は「**歩行者優先**」ですので、自転車は徐行しなければなりません。

歩行者の通行を妨げる恐れがあるときは、一時停止をしなければなりません。また、歩行者に恐怖感を与えるような走行はやめましょう。



「自転車及び歩行者専用」の標識

二人乗り

自転車の二人乗りは、バランスを崩しやすくなり、またブレーキをかけてから止まるまでの距離が延び事故につながりやすくなります。**自転車の二人乗りは絶対にやめましょう。**

運転しながらの携帯電話

携帯電話で通話やメールの操作をしながら走行すると、片手運転になりハンドル操作が不安定になって危険なばかりではなく、周囲への注意がおろそかになり歩行者や車に迷惑を及ぼします。

自転車走行中の**携帯電話の通話やメール操作**は**絶対にやめましょう。**

傘さし走行

傘をさして自転車を運転すると視界がさえぎられ、歩行者や車、障害物を見落とし衝突する危険が高まります。また、片手運転のためハンドルやブレーキの操作を確実に行うことができず、危険を回避することができなくなります。

雨や雪の日に自転車を利用する場合には、**傘さし走行**は**やめて**出来るだけ明るく目立つレインコートなどを利用しましょう。



横に並んで走行

自転車は「**並進可**」の標識がある場所以外では、ほかの自転車と**並んで走行することはできません。**

歩道では歩行者の妨げとなり、車道では車との衝突や追突の恐れがありますので、絶対にやめましょう。

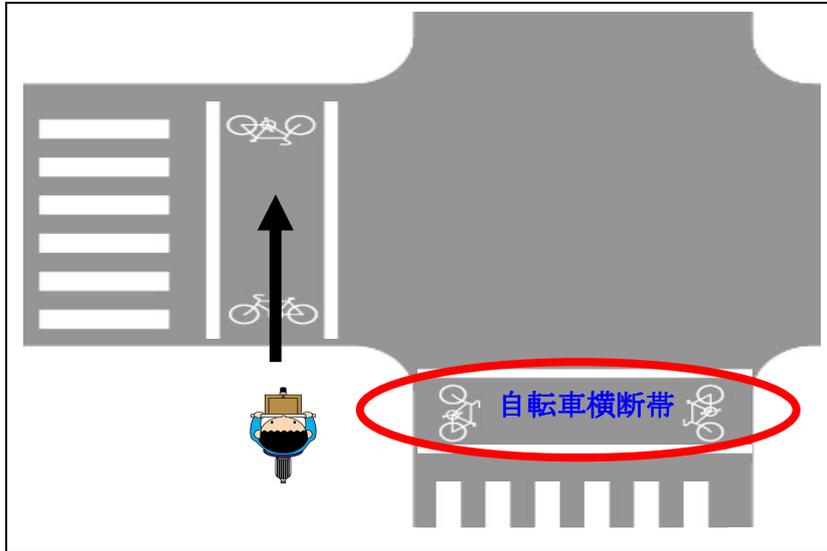


普通自転車の「**並進可**」の標識

横断歩道の通行

横断歩道は歩行者専用で、自転車は原則として通行できません。歩行者がいるときは、必ず自転車から降りて、自転車を押して渡りましょう。

また、「自転車横断帯」がある交差点では、必ずそこを通行しましょう。



「横断歩道・自転車横断帯」の標識



「自転車横断帯」の標識

無灯火走行

夜間の走行時やトンネルなどの日中でも暗い場所を走行するときは、灯火をつけなければなりません。

無灯火走行は、歩行者や車の運転者が気づきにくく衝突の危険があります。

前照灯と尾灯又は反射器材が装備された自転車を利用し、必ず点灯しましょう。

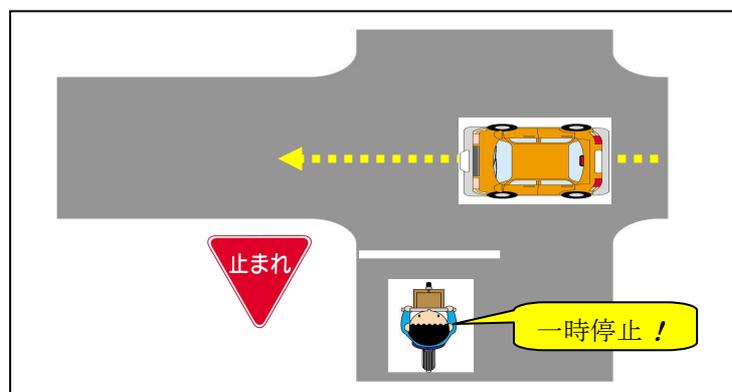


IV よくある自転車の事故

「一時停止」無視や見落としのための出会いがしらの衝突

「一時停止」標識の無視や見落としは事故につながります。

標識を確実に守ることはもちろん、狭い道から広い道に出るときや、見通しの悪い交差点を通るときなども**必ず一時停止や徐行**しましょう。



車庫や駐車場、路地から出てきた車との衝突

住宅の車庫や、スーパーなどの駐車場、路地などから車が急に出てくることがあります。

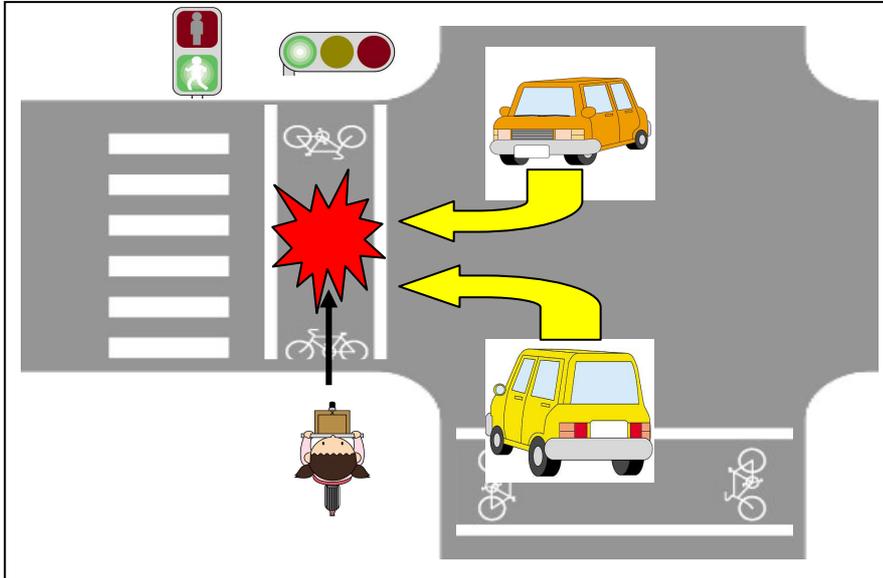
このような**車の出入りが多い場所を通る場合**には、**速度を落とし注意しながら** 走行しましょう。

大型車両が左折する際に、衝突して巻き込まれる

バスやトラックなどの**大型車両**の**左側**は**死角が大きい**ため、死角に自転車が入り込むと運転者が気づかず、左折の際に内輪差によって巻き込まれます。**交差点で左折する車と並んだら、その左折車が通過してから** 進行しましょう。

自転車横断帯を通行中、右・左折車と衝突

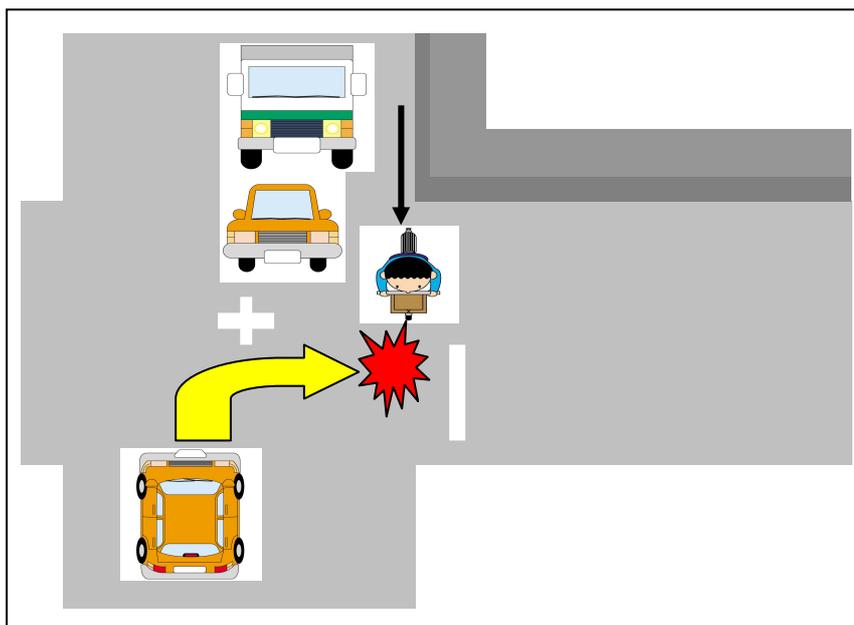
自分の進む方向の信号が青でも、他の車も同じ青信号で右・左折してくることがあります。
周囲の車の動きを確認しながら横断しましょう。



右折してきた対向車と衝突

右折待ちや渋滞で停止（徐行）している車のかげから対向車が右折してきたり、交差道路の車が急に出てくる場合があります。

信号のない小さな交差点を通過するときは特に注意しましょう。



V 自転車でも交通事故の責任を問われたり、相手方から損害賠償を請求されることがあります

自転車側に損害賠償の民事責任が問われた事例

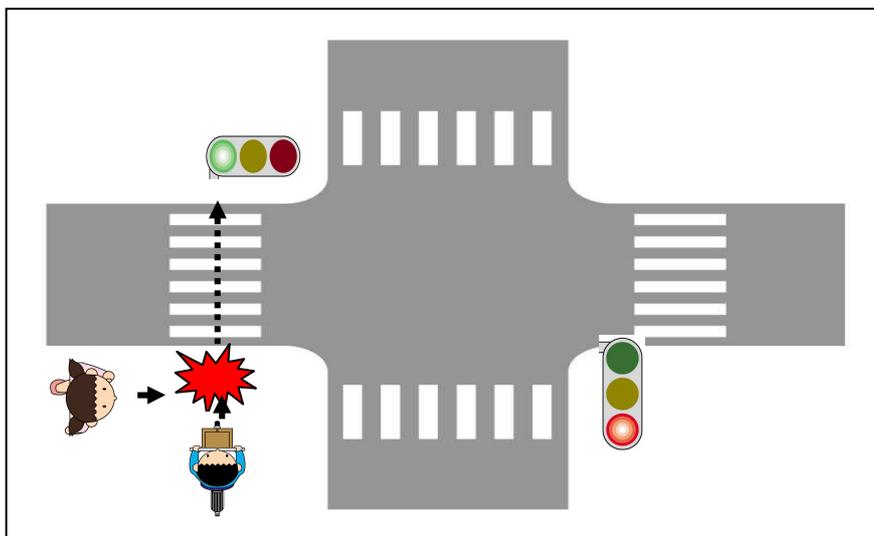
◆◆ 事例1 信号待ちの歩行者と衝突 ◆◆

事故の状況

交差点に向かい歩道を走っていた自転車が、信号待ちで歩道に立っていた歩行者に気づいていたが、歩行者がそのまま動かないものと考え前を通り抜けようとしたが、歩行者が青信号で歩き出したため衝突、転倒、負傷させた。

判決

自転車側に過失（前方不注視、歩行者の動静に対応する運転操作の誤り）があったとして、約1,800万円の損害賠償金の支払いが命じられた。（大阪地方裁判所判決）



◆◆ 事例2 ハンドルがバッグに引っかかり歩行者が転倒 ◆◆

事故の状況

地下鉄駅付近の混雑している歩道を走っていた自転車が、対向して歩いていた歩行者とすれ違う際に歩行者のバッグの肩ひもにハンドルを引っ掛け、歩行者を転倒させ傷害を負わせた。

判決

自転車側に過失（運転に注意を払い、場合によっては自転車を降りて手押しすべき注意義務を怠った）があったとして、約1,450万円の損害賠償金の支払いが命じられた。

（東京地方裁判所判決）

被害者の自転車側にも過失があり、過失相殺の判決を受けた事例

◆◆ 事例3 信号無視で横断中、貨物自動車と衝突 ◆◆

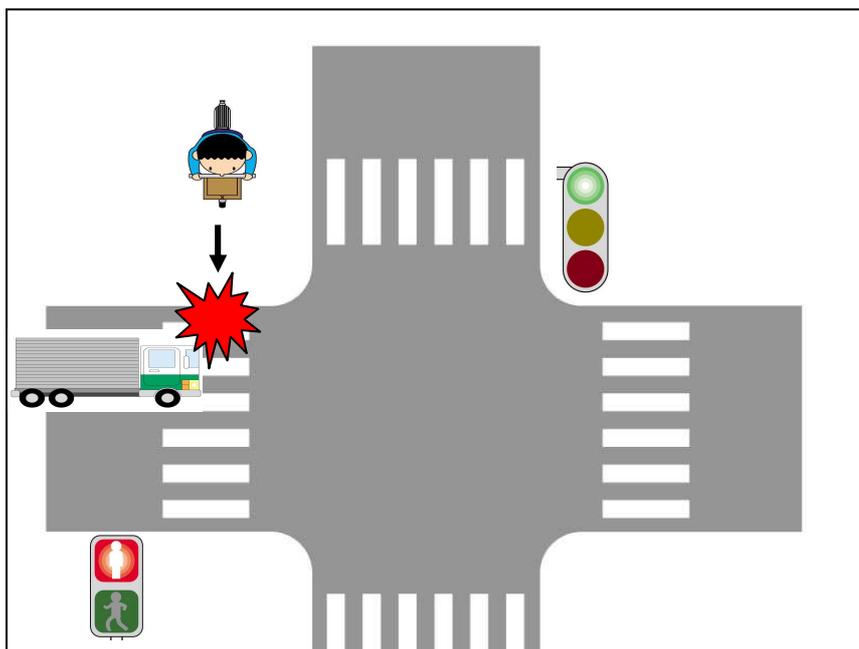
事故の状況

片側2車線の道路の横断歩道を、兄の自転車に続き赤信号を無視して横断していた自転車が、右側から青信号で制限速度を25km/h超過して直進してきた貨物自動車と衝突した。

判決

貨物自動車側に制限速度超過と前方不注意の過失があるが、自転車側に信号無視という事故を生じさせた大きな過失があったとして、過失相殺は5割とされた。

（名古屋地方裁判所判決）



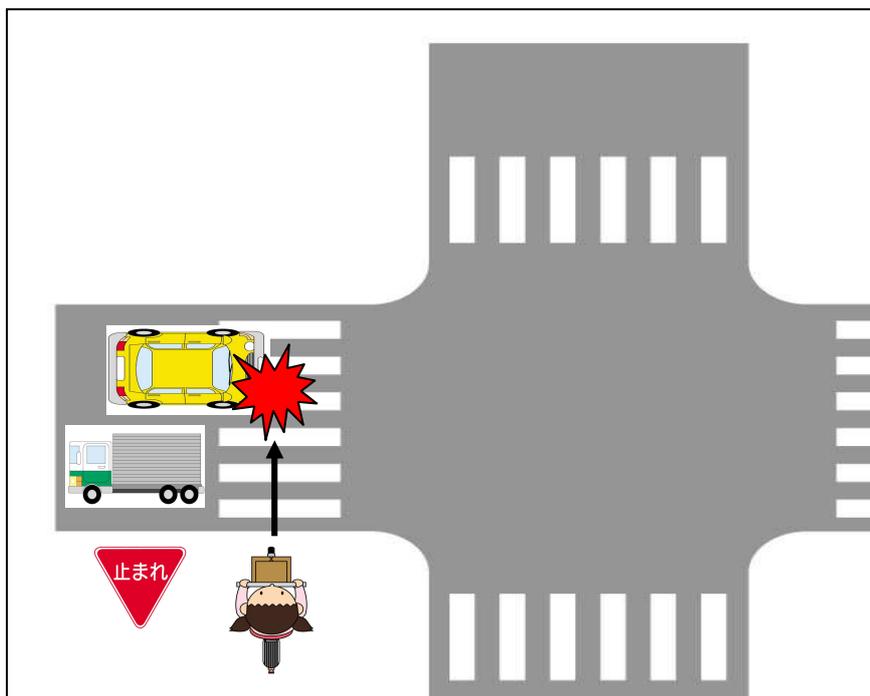
◆◆ 事例4 交差点を一時停止せず進行し、乗用車と衝突 ◆◆

事故の状況

貨物自動車が駐車して見通しの悪い交差点を、一時停止の標識を守らず進行した自転車が、交差道路を走行してきた乗用車と出会い頭に衝突した。

判決

交差点の角に駐車し見通しを悪くした貨物自動車と、交差点の安全を確認しなかった乗用車に過失はあるが、自転車側にも一時不停止と安全不確認の過失があったとして、過失相殺は4割とされた。(東京地方裁判所判決)



自転車の安全利用に関するホームページへのリンク

- 内閣府 政府インターネットテレビ <http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg2010.html>
- 警察庁 自転車はルールを守って安全運転～自転車は車のなかま～
<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/bicycle/index.htm>
- 宮城県警察 自転車安全利用五則を守りましょう！
<http://www.police.pref.miyagi.jp/hp/top/jitensya-anzen.pdf>

市民局市民生活課

TEL022-214-6148 FAX022-211-5986

E-mail : sim004110@city.sendai.jp